

「憲法改正の国民投票と憲法教育の必要性」

現行憲法の改正には、最終的に国民投票が必要である。この国民投票については、どの範囲の国民を有権者とし、どのような方法で実施し、さらにその結果をどう判断するかなど、その具体的施行方法については予め明確にされていなければならないものであり、今後国会においても検討されていくものと思われる。

しかしながら、この投票をする「一般の国民」が、憲法の各条文にはどんな意味があるのか、何が定められているものなのかを本当に理解しているのであろうか。特にこれから日本を支えていく若い年齢層への理解度を高めていく教育の必要性を非常に感じるものである。

道交法や税法などと違い、「一般の国民」の生活に直接的に関わる機会が少ないこの憲法を理解させるための教育を、全ての国民が受けなければいけない義務教育において実施することが、憲法改正の必要性について、その時期だけにクローズアップされた一元的な意見や報道、部分的に知り得る情報などのみにより判断されることを避けることにもつながり、また、この憲法を遵守することは納税などの国民の義務や公共の福祉といった、本来ひとり一人の国民が常に考えるべき問題の原点を理解させることへとつながるものであると思われる。

この理解度のレベルを上げていくことは国として、また、国民にとっても義務であると考えられる。法律とは専門知識を持つ一部の人のみが判断すべきでもあるという特別なものという位置づけを変えるためにも、教育の過程において憲法というものに触れる機会を増やすことがまず、必要であると考えられるものである。

以上